

平成 28 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会

平成 28 年 7 月 5 日（火）午後 2 時 57 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

定刻までには少しお時間がございますが、委員の皆様既にお集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから平成 28 年度第 1 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして事務局からお知らせがございます。

愛知県では 5 月 1 日から 10 月 31 日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局は軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴してくださいようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して、審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しいところを、平成 28 年度第 1 回愛知県都市計画審議会の開催にあたりまして、お越しいただきまして、またこのように大変暑い中をお運びいただきまして、どうもありがとうございます。

委員の皆様方には十分御承知おきいただいておりますように、都市計画審議会、愛知県の今後のまちづくり、それから地域づくりの方向性を決めていく大変重要な場でございます。それぞれの御専門のお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、また議事が円滑に進行しますよう御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶

とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長の塚原浩一委員でございます。

市町村の長を代表しまして委員をお願いいたしました東海市長の鈴木淳雄委員でございます。

【委員（東海市長 鈴木淳雄）】

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

県議会の議員として委員をお願いいたしました川嶋太郎委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

島倉誠委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 島倉 誠）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

中根義高委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 中根義高）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

丹羽洋章委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 丹羽洋章）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

高橋正子委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 高橋正子）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

樹神義和委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 樹神義和）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

次に、平成 28 年度の当審議会の幹事でございますが、お配りいたしました委員名簿の裏面が幹事名簿となっておりますので、この名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として田川佳代子委員、川嶋太郎委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました塚原浩一委員、市町村の長を代表して委員をお願いいたしました鈴木淳雄委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、川嶋太郎委員、島倉誠委員、高橋正子委員、以上の方々を指名いたします。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、前回の会議において委員から御意見の出ました件について、その後の状況を報告いたします。

前回の会議で御審議いただきました「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置」につきましては、車両の待機場所や廃棄物の搬出入といった実際の運用に関わる部分について、補足説明のための資料を提出いただくことを前提として、都市計画上、支障ないものと認め議決を行ったところでございます。その後、豊橋市から当該資料の提出がありまして、私が会長としてその内容を確認いたしましたので、その旨、ここに御報告いたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」及び第2号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」の2議案でございます。

それでは、第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 風間 一】

公園緑地課長の風間でございます。よろしくお願いたします。

第1号議案「尾張都市計画緑地の変更について」、御説明いたします。

議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から3でございます。

なお、委員お二人につき1台御用意いたしましたモニターにも図面を表示しますので、併せて御覧いただければと思います。

今回の内容は、尾張都市計画緑地第2号尾張広域緑道について、緑地区域の一部変更を行うものでございます。

始めに、尾張広域緑道の概要について御説明いたします。お手数ですが、モニター画面を御覧ください。

当緑道は、木曾川から取水している名古屋市の上水道の導水管敷地の一部を緑地として昭和62年に都市計画決定したもので、総延長は春日井市から犬山市まで約20kmにわたっております。現在は、延長にして94%が整備済みとなっており、散策やサイクリング等に御利用いただいております。今回変更を行いますのは、赤色実線でお示した延長650mの区間で、未整備となっております。

続きまして、モニター画面には写真で現況をお示ししています。赤く着色した区域が、今回区域を変更する区間でございます。右側の写真を御覧いただいておりますように、導水管敷地の両側には多数の住居、工場などが建っており、この区域は長年にわたり一般車両の通行が認められています。

画面を御覧ください。現況写真に重ねて、代表的な箇所の整備イメージをお示しました。中央に尾張広域緑道、隣接し水道管理用通路を配置いたします。

今回、この区間の緑道整備着手にあたり、地元及び関係機関協議の結果、水道管理用通路について、一般車両の通行に配慮し、待機スペースの確保など、見直しを行う必要が生

じました。今回の変更は、この水道管理用通路の計画の見直しを行ったことに伴う緑地の区域変更でございます。

それでは、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右上の愛知県全図において、赤色四角で表示した犬山市中心部とその周辺を示しております。

総括図中央を上方より左に斜めに横切る黒色で表示の線が名鉄犬山線、これと並行するように延びる青い実線が国道41号でございます。図面中央付近、オレンジ色の丸印で示しておりますのが、犬山市役所、図面上部に水色で着色してある部分が木曽川です。

今回変更いたします尾張広域緑道は、図面中央付近から南北に赤色実線で示しております。

図面番号2の計画図を御覧ください。図面は変更する区間650mを1枚の図面にお示したもので、上段左が尾張広域緑道の最北端で、上段の右端と下段の左端が連続しております。

図面上でグレーに着色した場所が、名古屋上下水道局の管理用通路でございます。黄色に着色してあります箇所は、管理用通路の待機スペースとして緑地区域から削除する区域、茶色に着色している区域は、緑地に追加する区域でございます。

参考に、最北端部分を拡大してモニター画面に表示いたします。

黄色部分が緑地区域から削除する部分でございます。参考図、施設計画図の該当部分についても拡大いたしました。待機スペースを設けるため、緑地から削除するものでございます。

続きまして、図面下段右側の茶色に着色してある追加する区域につきましては、名古屋市上下水道局の犬山取水場関連施設への管理用の進入路として当初の都市計画決定時には除外されておりましたが、平素は緑道として利用でき、名古屋市との協議も整ったことから、今回緑地区域に追加するものでございます。これらの区域変更に伴い、都市計画決定面積は約28.5haから約28.4haに変更となります。

図面番号3の参考図を御覧ください。計画図に対応する整備計画図を示しております。

赤枠で囲った区域が緑地区域でございます。薄い黄色が園路、緑色の部分が植栽、このほか修景施設として石組や休憩施設、遊具等を設置する計画としております。

本緑道は、犬山市都市計画マスタープランにおいて、「水と緑のネットワーク」や「歩行者・自転車ネットワーク」の構成要素として位置づけられております。

今回の変更によっても、緑道利用の歩行者や自転車の安全な通行に必要な園路幅員4mは確保されていることから、緑道としての機能に支障はないものと考えております。

本案件につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成28年4月8日から4月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18号第1項に基づき、犬山市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【尾張建設事務所建築課長 青木 学】

尾張建設事務所建築課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第2号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

議案書は7ページから9ページ、議案概要説明書は2ページ、図面については図面番号4から6を御覧くださるようお願いいたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

それでは、早速ですが、お手元にある議案概要説明書に沿って御説明させていただきます。2ページを御覧ください。

申請者は、名古屋市千種区の有限会社彦中産業、代表取締役、中島稔。次に、名称は、

彦中産業新小牧工場。敷地の位置は、小牧市大字大草字年上坂 5930 番 1 ほか 8 筆。敷地面積は、4,560.13 m²です。

次に 5 欄の参考についてですが、処理施設の 1 日あたりの破砕能力は、廃プラスチック類が 89.0 t、木くずが 133.9 t、がれき類が 543.8 t となっております。

なお、建築物につきましては、工場棟及び機械棟並びに事務所棟の計 3 棟で、延べ面積の合計は 1,001.43 m²の新設でございます。

次に理由についてですが、現在申請者は、平成 2 年に産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受け、小牧市と海部郡飛島村において収集運搬及び中間処理の業務を行っております。

このたび、小牧市の操業地が都市計画道路名称 3・3・2 号北尾張中央道である路線名国道 155 号の道路拡幅に伴う土地収用の対象となり、事業の継続が難しくなったこと及び産業廃棄物の再資源化に関する多様なニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、廃プラスチック類及び木くず並びにがれき類の破砕施設の処理能力がそれぞれ 1 日あたり 5 t を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を必要とするものでございます。

次に、図面番号 4 の総括図を御覧ください。

図面中央やや下の赤丸で示した部分が建設地であり、小牧市の北東部に位置しております。また、紫色のラインで表示しております中央自動車道の図面右上にある小牧東インターチェンジから南西に直線距離で約 3 km の市街化調整区域内に位置し、建ぺい率は 60%、容積率は 200%と定められております。

なお、赤丸建設地の下に黒枠斜線で示されているものは、凡例のとおり、その他の都市施設で、具体的には平成 22 年に都市計画決定された一般廃棄物の処理施設である「小牧市リサイクルプラザ」でございます。

次に、図面番号 5 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。

なお、周囲の状況についてですが、建設地の北側は、小牧市等が所有する土地を挟んで紫色で示した高速自動車国道である中央自動車道があり、また、その北には都市公園である「市民四季の森」がございます。次に、時計回りに、東側は市道である 3・3・76 号小牧東部中央線、南側は農地、最後に西側は小牧市が所有する土地となっております。

続きまして、建設地周辺の建築物の状況につきましては、右下凡例のとおりでござい

す。黄色が住居を示しており、建設地南側にある直近住居までの距離は、約 130mでございます。また、青色が工場、オレンジ色がその他の建築物でございます。具体的には、中央自動車道を挟んで北側に「都市公園の事務所及び便所」、並びに「日本ガイシ株式会社の試験場」となっております。次に、建設地の東側には「倉庫」、南側には「学習体験施設」と「機械室」並びに「倉庫」があり、商業施設はございませんでした。

なお、この「学習体験施設」は、先程、総括図において御説明のとおり都市計画決定された「小牧市リサイクルプラザ」の一部であり、建物名称は、図面記載のとおり「プラザハウス」となっております。

この「プラザハウス」は、小牧市が条例に基づいて設置、管理する施設で、具体的には小中学生を始めとする主に市民が、空き瓶や牛乳パックなど家庭の不用品を利用したリサイクル体験教室並びに自転車やおもちゃ及び家具の修理体験教室など、リサイクルに係る体験活動に関する事業を行う施設と聞いております。

次に、図面番号6の計画図を御覧ください。この図面は敷地内の施設配置を示しており、右下凡例のとおり、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物です。右上から、事務所棟、その左側に機械棟、下にいて工場棟の計3棟でございます。事務所棟は2階建て、1階の用途は事務室、2階が休憩室でございます。

次に、平屋建の工場棟では主に廃プラスチック類及び木くずの破碎を行い、同じく平屋建の機械棟ではがれき類の破碎を計画しております。

なお、これら建築物3棟の最高の高さは、事務所棟が8.1m、工場棟が9.8m、機械棟が5.8mとなっております。

次に、機械棟における紫色の実線は、凡例に示したとおり、屋外の廃棄物処理装置で、具体的には、がれき類を破碎した後、出荷まで保管する場所へ運ぶベルトコンベアーであります。また、紫色点線は、屋内の廃棄物処理装置である破碎機でございます。

次に、図面右側の黒い三角印は車両の出入口を示しており、東側にある幅員16mの3・3・76号小牧東部中央線から行う計画となっております。

なお、車両に関連してでございますが、従業員駐車場及び自社業務用車両の駐車場を敷地内に必要数確保し、また、自社以外の搬出入車両の待機場所を建設地中央付近に適切に確保するなど、周辺への環境条件に悪影響を及ぼさないよう配慮した計画としております。

続きまして、凡例の右側、緑色塗りつぶしの緑地については、車両の出入口を除き敷地の周囲に設け、また、青色で示した公害防止上有効な塀を、騒音対策上、敷地境界線の内

側に設置するなど環境整備に努めてまいります。

次に、排水についてですが、凡例に示すとおり、水色が雨水、茶色が汚水を示しており、図面右下に記載のとおり、市道の側溝から小牧市が管理する太良上池、太良下池を經由して、八田川へ放流する計画でございます。

また、事務所棟からの汚水については、合併処理浄化槽を設置し、工場棟その他からの排水については、4連式の油水分離槽並びに浸透式の地下貯留槽を設置し、環境負荷の低減に配慮した計画としております。

なお、環境に及ぼす影響調査につきましては、環境省のガイドラインである廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき実施し、騒音、振動等について、全て規制値をクリアしております。

また、所在市である小牧市に意見照会したところ、市長から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

前回、豊橋市の廃棄物処分場のときに出ましたような車両の待機場所ですとか廃棄物の搬出入等については、対策等が、今、御説明にあったとおり施されているということでございます。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で議案の審議を終了いたします。ありがとうございました。

本日の上程議案は以上でございますが、事務局から委員の皆様にご報告したい旨の申し出がありました。

第1点目は、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについてでございます。

第2点目は、都市計画道路の見直しについてでございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、第1点目について事務局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長 横山甲太郎】

都市計画課長の横山でございます。よろしくをお願いいたします。

報告事項の1項目、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しにつきまして説明させていただきます。

お手元に報告資料1と記載いたしましたA3サイズの資料「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて」を配付させていただいておりますが、関連する内容もあわせて説明いたしますので、モニターを御覧いただきたいと思います。

人口減少・超高齢社会など都市計画を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画区域ごとに、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現方針等を記載した都市計画区域マスタープラン及び市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きにつきまして、平成30年度末の見直しを目処に検討を進めていきたいと考えておりますので、その概要につきまして説明させていただきます。

まず始めに、本県の都市計画のこれまでの主な経緯につきまして説明させていただきます。

昭和43年の現行都市計画法の施行を踏まえ、本県では昭和44年に都市計画区域を再編し、昭和45年に当初の区域区分、いわゆる線引きを実施いたしました。その後、区域区分につきましては、おおむね10年ごとに見直しを実施し、直近では平成22年に第5回の線引き見直しを行っております。

また、都市計画区域マスタープランにつきましては、平成12年の都市計画法の改正により制度化され、本県では平成16年度に当初のマスタープランを策定し、線引きの総見直しと同時期の平成22年に都市計画区域マスタープランの改定を行っております。

なお、平成22年の都市計画区域マスタープランの改定にあたっては、市町村合併や人口構造の変化等の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、学識経験者で構成する検討委員会での御議論を踏まえ、平成19年に県全体の今後の都市計画にあたっての基本的考え方を取りまとめた「新しい都市計画の基本方針」を策定した上で、平成22年に都市計画区域の再編とあわせ都市計画区域マスタープランの改定を行っております。

次に、平成22年の都市計画の見直し以降に生じた社会情勢の変化等について説明させて

いただきます。

まず、本県の人口につきましては、昨年作成しました人口ビジョンにおいて、平成 32 年ごろをピークに穏やかに減少するものと推計しており、平成 27 年の国勢調査結果によると、県内 54 市町村のうち既に 21 市町村が平成 22 年調査より人口減少となっており、平成 32 年ごろには半数以上の市町村において人口減少となるものと見込まれています。

また、都市部を中心に高齢者が急増するものと推計されており、人口減少・超高齢社会への対応が都市計画においても大きな課題となっております。

こういった人口減少・超高齢社会を背景に、国では「国土のグランドデザイン 2050」や「国土形成計画」において「コンパクト＋ネットワーク」という地域構造の基本的な方向性が示されており、コンパクトシティに向けてのマスタープランとなる「立地適正化計画」も創設されたところであります。

また、本県におきましても、平成 26 年に策定した「あいちビジョン 2020」に、持続可能な集約型まちづくりを主要な政策の方向性に位置づけたところであります。

更に、平成 23 年の東日本大震災、平成 26 年の広島土砂災害、本年 4 月の熊本地震など大規模な自然災害が発生しており、安心・安全なまちづくりに向け、都市計画においても適切に対応していく必要があるものと考えております。

このようなことから、本年度より、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに向けて検討を進めることといたしました。

見直しの進め方といたしましては、本年度は、学識者で構成する検討委員会を立ち上げ、今後の都市計画の基本的方針となる愛知の都市ビジョンと区域区分の見直しの基本的事項となります土地利用計画見直し基準について検討を進めることとし、このうち都市ビジョンにつきましては、パブリックコメントを実施し、県民の方々の意見を伺いながら、都市計画区域マスタープランの骨子とともに、今年度末を目処に作成する予定としております。

来年度以降、国、市町村等、関係機関と調整を行った上で、都市計画区域マスタープランや区域区分に関する都市計画案を策定した上で、都市計画法の規定に基づく公聴会、法定縦覧、県都市計画審議会における審議等の手続を経て、平成 30 年度末を目処に見直しを行っていきたいと考えております。なお、検討状況につきましては、適宜、県都市計画審議会に報告させていただく予定としております。

都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しにつきましては、以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見も御質問もございませんので、第2点目について事務局から報告をよろしくお願いいたします。

【都市計画課主幹 八田陽一】

都市計画課主幹の八田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の二つ目、都市計画道路の見直しにつきまして説明させていただきます。

資料につきましては、お手元に配付しておりますA3サイズの、右肩に報告資料2と記載の「都市計画道路の見直しについて」でございますが、モニターの方に補足的なデータも含めて説明させていただきますので、モニターの方を御覧いただきたいと思っております。

都市計画道路の見直しにつきましては、社会情勢の変化などに適切に対応するため、先程説明いたしました都市計画区域マスタープランなどの見直しとの整合を図りつつ、本年度より、現行の「都市計画道路の見直し指針」の改定を行った上で、都市計画道路の見直しを実施することといたしましたので、このことにつきまして御報告させていただきます。

まず始めに、本県の都市計画道路の現状などについて説明させていただきます。

本県の都市計画道路の整備状況につきましては、平成25年度末現在、都市計画決定延長4,964kmに対し、改良延長3,568km、改良率は72%となっております。整備につきましては、少しずつではありますが着実に進めておりまして、最近の10年間となります平成15年度末以降につきましては年平均で約50km、改良率で約1%ずつ整備が図られている状況でございます。

次に、本県の特徴を他の都道府県との比較から説明させていただきます。

まず市街化区域内でございますが、市街化区域につきましては、都市計画決定延長3,136kmに対し、改良済み延長は2,507km、改良率は80%となっております。これは、決定延長の長い都道府県の中では、北海道の81%と並び、高い整備率となっております。

一方、市街化調整区域につきましては、決定延長が1,828kmと全国一長い状況となっておりますが、改良率については58%となっております。市街化区域内の改良率80%に対し低い状況となっております。

次に、都市計画道路の見直しの必要性について説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、都市計画法での位置づけといたしまして、法第21条には、都市計画基礎調査の結果などにより都市計画を変更する必要性が明らかになったときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならないと規定されております。

2点目といたしまして、長期未着手都市計画道路の存在でございます。画面のグラフにつきましては、名古屋市を除く県の幹線街路の決定延長を決定年代別に表示したものでございますが、本県の都市計画道路は戦後の昭和20年代から高度経済成長期の昭和40年代までに決定したものが多く、昭和49年までに全体の約3分の2にあたる2,433kmが決定されており、この時期に現在の都市計画道路網の原型がおおむね形成されております。

また、このうち未着手道路の延長につきましても、この時期までの延長は750kmで、未着手道路全体の約3分の2を占めており、長期間未着手となっている都市計画道路が多く存在しております。

3点目といたしましては、社会情勢などの変化でございます。先程の報告でも説明させていただきましたが、愛知県の人口は平成32年ごろをピークにその後緩やかな人口減少となるとともに、高齢社会の到来に伴い、これまでの拡散型社会から成熟型社会に住民ニーズが変化しており、今後の都市計画にあたっては、より安全・安心で質の高い都市計画道路が求められております。このようなことから、社会情勢の変化などを踏まえつつ、適時適切な都市計画道路の見直しが不可欠と考えております。

次に、これまでの都市計画道路の見直しの実施状況について説明させていただきます。

本県では、平成17年3月に都市計画道路見直し指針を策定し、見直し対象区間の抽出や個別検討を行うとともに、市町村と調整を図りながら見直し作業を進めてまいりました。その結果、現在までに計画の廃止や幅員の変更などの見直しの手続が完了いたしました路線は、14市町で41路線、延長約35kmとなっております。

また、名古屋市内につきましては、別途名古屋市におきまして未着手都市計画道路の整備方針を策定し、現在までに事業未着手路線79kmのうち約20kmの廃止や幅員変更などの見直しを実施しております。

続きまして、都市計画道路の見直しを進めていく上での実施方針について説明させていただきます。

まずは、重点的に取り組む事項でございます。次の3点がございます。

1点目は、前回の見直しが14市町に留まっていたことから、今回の見直しにおいては、市町村や管理予定者などの御協力を得ながら、県全体で見直しを実施したいと考えており

ます。

2点目は、長期未着手の都市計画道路を始め、県内の全ての県決定路線、約550路線ございますが、これについて社会情勢の変化などに伴う必要性などに関する再確認を行いたいと考えております。

3点目は、本県の都市計画道路の特性を踏まえ、市街化調整区域内の都市計画道路につきましては市街化区域と区分し、都市計画上の必要性を踏まえつつ見直しを行いたいと考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールについて説明いたします。

本年度、平成28年度からの2年間で、現在の都市計画道路見直し指針の改定を行いながら、県決定路線についての路線ごとの分析、評価を実施する予定でございます。

その後、平成30年度以降におきまして、市町村を始めとする関係機関との調整や、廃止や変更などの都市計画手続を進めてまいりたいと考えております。

県決定路線の見直しにあたりましては、都市の将来像や地域の実情を踏まえるとともに、関連する市町村決定の都市計画道路との調整も必要となることから、市町村と緊密な連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

川嶋委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

道路の見直しについて、地域の住民の方がこの変更計画について知るタイミングというのはどのくらいになるのでしょうか。

【都市計画課主幹 八田陽一】

まずは都市計画道路の見直しの指針を改定いたしまして、それに基づいて都市計画道路の見直しをやっていくことになるかと思いますが、その見直しの指針につきまして、まずは皆さんの御意見を聞くということで、パブリックコメントとかそういったもので御意見を聞く機会を設けたいと思っております。

それにつきまして、指針の改定が行われた後に、市町村などと調整しました結果、調整が済みましたところから、平成30年度以降になるとは思いますけれども、具体的な路線につきましては、地域の方への説明などを行いながら、都市計画の手続へと進んでいきたいと

考えております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。

お願いいたします。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

2枚のA3の紙を見ながら、関連しているところがあるんだろうと思いながら聞いていたんですけども、例えば「報告資料1」の中の、平成28年度で区域区分のところで土地利用計画を見直していくというような話が出てきていて、「報告資料2」のところは道路ということなんですけども、土地利用の計画を見直していった場合には、道路っていうのはどういふ見直しが必要になってくるのか、あるいはその辺りは検討されているのか。

もう一つ、少子高齢化とおっしゃるのであれば、多分福祉に関わるような道路設計ということが、その次のものとして出てくるのかなと思いますけど、愛知県では少子高齢化に向かっていく中で都市計画道路っていうのはどんなふうにして見直しなんかをしていく御予定なのか教えていただけますか。

【都市計画課主幹 八田陽一】

まず、最初の土地利用との関係でございますけれども、もともと都市計画道路の見直しをする背景としまして社会情勢の変化というのがございますが、その中で、経済成長期に当初市街化の拡大ということを念頭に置いて、いろんな都市計画道路を決定してきたものでございますけれども、今般、社会情勢が変わってきて、当初に描いていたような市街地の拡大がなくなってくると、市街化の編入がやや鈍化するとかそういった状況になったときに、当初描いていた市街化の拡大に関連した都市計画道路につきましては、これを見直していきたいと考えております。ですから、今回の区域マスタープラン及び区域区分の見直しのほうでも、そういった方向性が出ていけば、それに整合するように都市計画道路も考えていきたいと考えております。

もう一つが、福祉の関係との。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

少子高齢化って、おじいちゃんおばあちゃんが歩くのに、都市計画道路の中には、そういったことも考えていくのかなという質問です。

【都市計画課主幹 八田陽一】

少子高齢化の時代の都市計画道路のあり方ということでございます。今後見直しにつきましては、高齢化にあたって、方向性としては歩いて暮らせるまちづくりとかいったことを目指していく方向性もございますので、そういった交通安全とか、集約した町で歩いて暮らせるまちづくりに向けた都市計画道路のあり方も含めて検討していきたいと考えております。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

もう一つ聞いてもいいですか。

「報告資料1」の左側のところに1、2とあって、2の理由と書いてあるところの(2)の下の方に津波防災地域づくりに関わるという話があって、最近は安心・安全というのはよく使われる言葉だと思うんですけども、愛知県って伊勢湾台風が結構基礎になりながら都市計画がつくられてきていたと思いますけれど、それぞれのゾーニングであるとか津波防災に関わっていく都市計画道路っていうのはどんなふうに考えておられるのかなと、最後は道路をどういうふうにされるのかなと、この安心・安全の中でというのをちょっと聞いてみたいです。

【都市計画課長 横山甲太郎】

東日本大震災以降、災害に関する関心も非常に高いですから、まちづくり、都市計画としてもきちんとそれを整理していきたいと思っております。

今の先生の御質問の、なかなかお答えが素直にはできないですが、今後、私ども今年考える基本方針の中で、その防災といいますか安全・安心まちづくりの部分をしっかり検討していきたいと思っております。それを踏まえて、土地利用なり都市計画道路のほうに考えをまとめていければなと思っております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から2点ほど御説明ございましたが、都市計画道路の見直し、その前に区域マスタープラン、区域区分の見直しということですが、いずれも御説明にもありましたように成長期の考え方に基づく部分を見直していこうということだと思います。

最初に御説明もありましたけれども、これから人口が減少していく基調にある中で、成長期と同様の考え方でまちづくり、地域づくりを進めていくと、必ずしも今後立ち行かないことになるということから、国でもコンパクト・アンド・ネットワークという方針が打ち出されたわけでございます。

それに対応する形で今回そういった見直しの案が提示されているわけですが、今後は、いろいろな意味でメリハリを持ったコンパクト・アンド・ネットワーク、その中で先程福祉というお話もありましたが、安全で安心で快適なまちづくりを進めていくということが非常に重要なポイントになってきますので、そういった意味で今回の見直しの作業は非常に今後の将来の愛知県の地域づくりを進める上で重要なターニングポイントになることかと考えております。

そういった意味でぜひ早目に進めていただきたいと思いますが、その際には、今御意見いただきましたように、都市計画と道路との整合等を十分とっていただくということ、それから地域の方々などの御意見も聞く機会を設けながら、更には災害に強い地域づくりという観点に基づいて見直し作業なども進めていただければと思っております。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきたいと思っております。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、大変御熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後3時51分）